

◎スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

(平成三〇年六月二〇日法律第五八号) (衆)

一、提案理由 (平成三〇年五月三十一日・衆議院本会議)

○富岡勉君 ただいま議題となりました四法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等の開催を控え、スポーツにおけるドーピングの検査体制の整備を進めることが急務となっていることから、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項等を定めるものであります。

本案は、昨三十日、文部科学委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告 (平成三〇年六月一三日)

○高階恵美子君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案は、ドーピング防止活動に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、ドーピング防止法案及び東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ特別措置法改正案はいずれも多数をもって、スポーツ基本法改正案及び祝日法改正案はいずれも全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。